第四章 第三章

経済政策の転換

蓄積構造の変化

内需主導型経済発展の限界 (同、

第三七号)

高圧的経済政策の展開 (『筑波大経済学論集』第三二号) アメリカ産業の空洞化 (同、第三四号、第三五号)

第一節

財政政策

OBRA政策の展開

(本誌

第四集)

アメリカの高圧的対外経済政策の展開 (その3)

現代アメリカの経済政策と産業空洞化())

小松 聰

The Development of American Foreign Economic Policy

American Economic Policies and the Industrial Hollowing (XI)

KOMATSU Satoshi

第五章 4 日米「包括経済協議」 産業政策・他 ドル安誘導政策 NAFTA·WTO 30条 二国間通商交渉 クリントン政権の対外経済政策 輸入制限政策 (以上本号)

九〇年代アメリカの経済構造

(補) アメリカ産業の動向 外需依存型経済発展の限度

結 び ポスト・アメリカ資本主義時代へ

3

ブッシュ政権の対外経済政策 (同、第六集)

2

概観

高圧的対外経済政策の強行 財政動向の実態 (同、

「新通商政策」宣言と30条 (同、第五集)

後期レーガン政権の対外経済政策と対条

31条の運用と日米MOSS協議

4 クリントン政権の対外経済政策

から外需拡大志向型政策重点へシフトした。カの経済政策が激変し、従来の財政スペンディング(内需拡大型)前述のように一九八五年央の純債務国化を契機にして、アメリ

場を鮮明した。 は、九三年一月一八日の出身大学ジョージ・ クリントン大統領は、九三年一月一八日の出身大学ジョージ・ クリントン大統領は、九三年一月一八日の出身大学ジョージ・ の新たな季節が始まった」(ibid)、「アメリカ経済再生のために」、 の新たな季節が始まった」(ibid)、「アメリカ経済再生のために」、 の新たな季節が始まった」(ibid)、「アメリカ経済再生のために」、 の新たな季節が始まった」(ibid)、「アメリカ経済再生のために」、 の新たな季節が始まった」(ibid)、「アメリカ経済再生のために」、 の新たな季節が始まった」(ibid)、「アメリカ経済再生のために」、 の新たな季節が始まった」(ibid)、「アメリカ経済再生のために」、 の新たな季節が始まった」(ibid)、「アメリカ経済再生のために」、 の新たな季節が始まった」(ibid)、「アメリカ経済再生のために」、 の新たな季節が始まった」(ibid)、「アメリカ経済再生のとりに」、 の新たな季節が始まった」(ibid)、「アメリカ経済再生のために」、 が立るといる。 の新たな季節が始まった」(ibid)、「アメリカ経済再生のために」、 が立るといる。 のった。 のっ

(1) じっさい同政権発足直後の九三年一月二五日に、国内・国際経(1) じっさい同政権発足直後の九三年一月二五日に、国内・国際経済の議合的調整を目的として位置付けられた。 同NECは、大統領を議長に、副大統領・財務・国務・商務・いる。同NECは、大統領を議長に、副大統領・財務・国務・商務・いる。同NECは、大統領を議長に、副大統領行使命令で新設されている。同NECは、大統領を議員)が大統領行使命令で新設されている。同NECは、大統領を議員に、副大統領行使命令で新設されている。同NEC(National 済政策に関する国家最高の政策調整機関としてNEC(National 済政策に関する国家最高の意志決定機関である既存のNEC(National 済政策に関する国家経済の力三年一月二五日に、国内・国際経

貿易障壁をなくさせ、市場を開放させる」。かつ「アメリカ産業 な要素にする」。そのために強力な通商政策手段により「他国の わめて重要であ」り、「貿易をアメリカの経済安全保障の優先的 づき、二月二六日にアメリカン大学で発表された大統領「国際経 よる「輸出貿易の拡大」にあることが明示された。 アメリカの「経済成長は、これまでになく海外市場の開放」と 内容は、 なければなら」ず、アメリカ産業の「競争力」と「生産性をもっ に競争力をつけるための投資と債務削減は……どうしても実行し 済教書」で、後者 税措置という歳出削減・歳入増加による徹底的な財政引締め、 革のビジョン』も同時発表) において、その「経済第一主義」の に該当。参考裏付け資料として『米行政管理予算局・アメリカ恋 統領経済改革演説」などとも言われる。「九三年大統領一般教書 生計画教書」(President's Economic Program,「包括経済政策」「大 国際市場における公正な貿易ルール」の構築に依存し、それに つづいて大統領は就任式直後の二月一七日議会発表の「経済 「財政赤字の抜本的削減」、そのために「政府支出と増 に関して、アメリカ経済にとって「輸出はき さらに引きつ

日号、参照でれた(「米大統領の国際経済戦略演説」『世界週報』九三年四月六れた(「米大統領の国際経済戦略演説」『世界週報』九三年四月六険制度改善、都市復興」が必須になると具体的な補足説明がなさと高く」するために、「よい教育をうけた熟練労働者.....医療保

(2) 同「経済再生計画教書」では、そのほかに 短期的景気刺激策(2) 同「経済再生計画教書」では、そのほかに 短期の景気刺激策 では、そのほかに 短期の景気刺激策

策を重点的に断行した。ガンの下で、クリントン政権はつぎのような具体的な内外経済政ド・ウォー(貿易経済戦争・経済安全保障)へのシフト」のスロー主義」と「コールド・ウォー(冷戦・軍事安全保障)からトレー主教」と「コールド・ウォー(冷戦・軍事安全保障)からトレー

財政黒字を記録するに至った (第四章第二節参照)。

財政黒字を記録するに至った (第四章第二節参照)。

増収もあって財政赤字が大幅に縮小し、九八年度以降には逆に
がた。その結果連邦財政支出の対GDP比率が低下し、他方好況
がた。その結果連邦財政支出の対GDP比率が低下し、他方好況
がた。その結果連邦財政支出の対GDP比率が低下し、他方好況
がた。その結果連邦財政支出の対GDP比率が低下し、他方好況
がた。その結果連邦財政支出の対GDP比率が低下し、他方好況
が、カリンの権の「財財政黒字を記録するに至った (第四章第二節参照)。

の拡大を目的にする通商政策の断行。クリントン政権の通商政策第二に、前政権のそれよりもより一層に高圧的な対外輸出市場

はつぎのように整理される。

の破壊につながった。れら諸国における国内農業・中小企業保護等「国独資」的機構国の市場開放強制。これは外国の徹底的な貿易障壁の排除とそ「七四年通商法」30条・スーパー30条 二国間交渉による諸外

日本に対して強要された。場開放の延長ないしその変形として対米輸入数値目標の設定が議」が設定された。同協議では矧条適用圧力をテコにして、市いしては、とくに二国間通商交渉の場として日米「包括経済協そのうち世界第二の経済大国で最大の対米貿易黒字国日本にた

メキシコ市場の囲込み機構でもあった。易差別のブロック形成の側面をもち、アメリカによるカナダ・た。同時にNAFTAは加盟三国以外の域外諸国にたいする貿築。NAFTAは単なる地域的市場開放組織にとどまらなかっNAFTA結成による米・加・墨間の相互的市場開放体制の構

テムが構築された。引についての世界的規模の原則貿易自由化体制=市場開放シス別についての世界的規模の原則貿易自由化体制=市場開放シスアメリカが圧倒的に強い国際競争力をもつ農産物やサービス取リカ主導によるGATTからWTO体制への組織替えにより、GATT・ウルグアイラウンドの多国間通商交渉の推進。アメ

放の促進を強制し実現した。 よって、クリントン政権は非米諸国にたいして最大限の市場開三レベルでの「トリプルアプローチ」による通商交渉政策にム (地域主義)、グローバリズム (多国間関係・世界主義)の右のようにバイラテラリズム (二国間関係)、リージョナリズ

税、⑿条等輸入制限措置を積極的に発動・乱発して、輸入障が、右と裏腹に、アメリカ自身は主に反ダンピング及び相殺

上。 壁をカサ上げし、アメリカ国内市場の閉鎖性を強化した。以

的財産権保護戦略」等産業政策を実施した。化のために、ドル安誘導による価格調整策及び「技術戦略」・「知常三に、クリントン政権はアメリカ産業・企業の国際競争力強

政府対外経済援助のひもつき化・米輸出入銀行の輸出金融の拡したがってアメリカ輸出市場の拡張を意味し、後者は、アメリカ補完的措置もとられた。前者は、外国の開放的市場の規模の膨張税・金融緩和策等内需拡大要求及び「国家輸出戦略」施策による第四に、さらに加えて、非米有力国にたいする財政出勤・減

である。 間のダイナミックな中道路線」ないし「第三の道」と称したゆえ 共和党的なものでもない」、「民主党リベラルと共和党急進派の中 政策を、「リベラルでも保守主義でもない、民主党的なものでも 別」・「ニュー民主党」を標榜し、クリントン大統領自身が自らの 質な方策・路線であった。クリントンの民主党が「過去との訣 をとりつける方策をとってきていた。それにたいして、 府」路線を追求し、広範な労働者・農民・国民一般の政治的支持 策や社会保障制度の拡充、国家の積極的経済介入など「大きな政 政策)は、社会保障関係支出の縮小や財政スペンディングの圧縮 政府」宣言 (「一九九六年大統領一般教書」) はきわめて異常・異 及び「政府がすべてを解決できるわけではない」という「小さな 住宅補助プログラムの縮小 (九六年「個人責任・勤労機会法」)、 税、AFDC (要扶養児童家庭扶助) 保障制度の廃止や食料切符 のクリントン政権による財政赤字削減・均衡財政重視方針や増 のニュー ディー ル政策以来ほぼ一貫して財政スペンディング拡大 路線から大幅に逸脱していた。アメリカ民主党は、戦前三〇年代 及び「小さな政府」志向の点において、伝統的な民主党リベラル 第五に、右のようなクリントノミクス (クリントン政権の経済 九〇年代

クリントノミクスによる内政重視=「 アメリカ経済第一

の時代』、専修大学出版局、二〇〇一年、三五頁)。 経済政策を重点的に追求したのであった(藤本一美『クリントン国内問題として国際問題を論じるという手法を.....と」り、対外国内問題として国際問題を論じるという手法を.....と」り、対外工ではなくてむしろ外需拡大、外需拡大 経済成長 雇用拡大の大ではなくてむしろ外需拡大、外需拡大 経済成長 雇用拡大の土義」・アメリカ国内経済本位主義政策は、従来のような内需拡

(3)高度の思想的・政治的判断によって、「一九三〇年代のニューたための結果であろう。

てみよう。 ン政権の対外経済政策を通商・為替政策を中心にして立入ってみ以下、財政政策は省略し (前出第四章第一節参照)、クリント

301条 二国間通商交渉

た。アメリカが得意分野で国際競争力をもつ産業に係わる外国市30条をテコにする二国間通商交渉で外国の市場開放政策を強行しクリントン政権も、ブッシュ前政権と同様に、30条・スーパー

二五頁)。 二五頁)。 二五頁)。 二五頁)。 二五頁)。 二五頁)。 二五頁)。 二五頁)。 二二九号。 九六年九月号、 大文権も……貿易障壁の除去には有効であると考えて……非常 別・各個撃破方式の二国間通商交渉を、前政権と同様に「クリン 場開放の実現方法として、31条制裁発動圧力を伴う国別・分野

二位の経済大国でかつ最大の対米貿易黒字国であり、アメリカが めたのは日米「包括経済協議」であった。同「協議」について立 クリントン政権による日米二国間通商交渉のうち中核的位置をし もっとも輸出拡大の余地があるとみなした日本であった。 R報告、同、二五 二六頁)。だがそれらの数多くの二国間交渉 **も含めて二〇〇近く」にのぼった(相互投資協定も含む、** き継ぎ分も含めると二国間の合意だけでも、今後執行されるもの まで」に及び、「クリントン政権が結んだ合意は……前政権の引 S・中国・EUをも含む広範な諸国に広がり、分野別では、 入ってみよう。 のなかで、最大の交渉相手国となったのは、何といっても世界第 権保護措置など、「中国のサクランボから日本の携帯電話に至る の自動車輸入制限解除・EUの農産物市場開放・中国の知的財産 アメリカによる同二国間通商交渉の相手国は、 アジアN U S T I

日米「包括経済協議」

する新たな枠組みの構築」を提案し、宮沢首相が同意した時からの貿易と投資を促進させる」ために、「日米両国が具体的に対処る日米通商・経済協議機関として、「成長を増進させ、基幹産業首脳会談の座上で、クリントン大統領が前政権の日米SIIに代クリントン政権発足間もない九三年四月のワシントンでの日米

多い (本稿では、以下「包括協議」と略記する)。 多い (本稿では、以下「包括協議」と略記する)。 多い (本稿では、以下「包括協議」と略記する)。 多い (本稿では、以下「包括協議」と略記する)。

48表参照)。 同「包括協議」では、次のような協議テーマが設定された (第

の削減等)(2)「マクロ経済政策」(日本の内需拡大、アメリカの財政赤字(1)「地球的規模の協力」(環境・エイズ・人口・技術等の協力)

この(1)~(3)の部門ごとに、各分野・各項目別にテーマ分野での日本の輸入拡大) (3) 「分野別・構造問題」(政府調達,自動車・同部品、保険等

が設定され、計三一の作業部会が設置された。

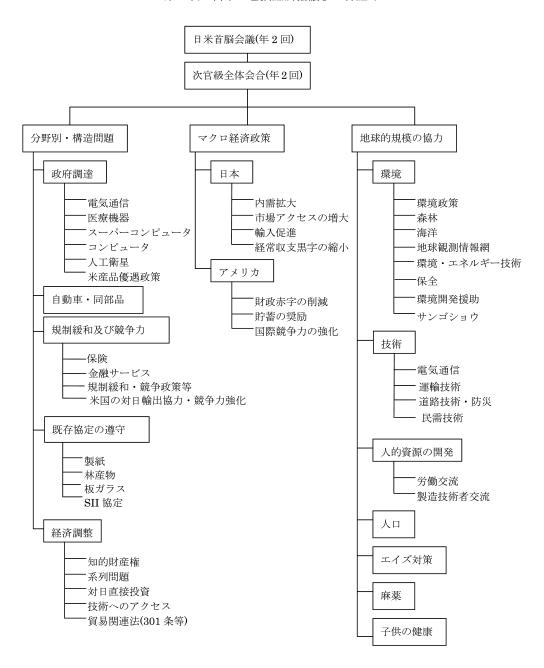
アメリカ側は「財政赤字の削減」「国内貯蓄の奨励」「企業の国際政策」は、日本側は「内需拡大」・「経常収支黒字の縮小」など、共同行動計画策定が決定されている。(2)部門の「マクロ経済部門の協議は順調に進捗して、九三年一二月の次官級協議で日米で設けられた部門で、環境政策・エイズ対策・麻薬対策などいずこのうち(1)「地球的規模の協力」部門は、日本側の強い要求このうち(1)「地球的規模の協力」部門は、日本側の強い要求

テーマであった。競争力の強化」の項目からなり、いずれも日米SIIからの継続

時に、 (製紙、 (3)「分野別・構造問題」部門であった。同部門は、 そして「通商政策は、 れた」。「日本の内需拡大による成長は、 日米「包括協議」では、「マクロ経済政策と通商政策の両方が含ま 対米輸入数値目標の設定が要求された。そこではMOSS、SI 財産権、 ビス、米国産業の競争力強化など)、 「既存協定の遵守」分野 のが、そこにおけるアメリカ側の狙いと構想であった。 おかれる」。 その貿易障壁の除去によって、「 国民所得が増加する の設定と日本政府による同目標値の実行約束が対日要求された。 場開放をこえて日本市場における外国製品の輸入シェアの目標値 I協議などのばあいのようなたんなる市場開放にとどまらず、 自動車・同部品、保険等のほとんどの分野・項目協議で、日本の 同部品」分野、 達」分野 (電気通信、医療機器、スパコンなど)、 「 な日米対立点を含んだ新しいテーマがとりあげられていたのは、 経済調整」分野を除く、 Why Pressure Tokyo? Foreign Affairs, Vol. 73, No. 3, p.3) とこい これ以前の日米MOSSやSII協議にはなくて、 日本人が購買する輸入数量が増加する」(R.C. Altman 林産物、 系列問題、対日投資など)からなるが、このうち最後の 「規則緩和及び競争力」分野(保険、 板ガラスなど)及び 「経済調整」分野(知的 構造的・分野別の貿易障壁の除去に焦点が S のうちの電気通信、 輸入増加を促進する」。 医療機器 しかも重大 金融サー 自動車・

だがその結果は、失望である……多くの協定は、ミクロレベル「アメリカはとくに日本との間で多くの通商協定を取りきめた。シュ政権の日米SII協議などとそれらの協議の成果について、クリントン政権は、レーガン政権の日米MOSS協議やブックリントン政権は、レーガン政権の日米MOSS協議やブッ

第48表 日米「包括経済協議」の枠組み



(S・パシェフスキーUSTR次席代表、『フォーサイト』一九九 け果したか、合意の精神を全く無視しているか、ひどいばあいは 誠意を疑わざるをえないという結論に達した..... 最低限の義務だ トン大統領、E.J. Lincoln, op. cit., P.123)。「私は、日米間にある」 減少)のいずれでも、意図したようには機能していない」(クリン トマン財務副長官、Foreign Affairs, op. cit., p.3)。 は新しいアプローチをとることが必要となった」(R・C・アル 障壁とみえない貿易障壁がある。それはMOSS交渉やSII交 ことは前述した。「日本には、 拒否して、それに代る新しい枠組みの日米二国間交渉を提案した 頁)という日本政府側の反駁を顧慮せず全く取あげず、クリント 口幸市「日米包括経済協議」『国際問題』四一八巻、六九 ブな評価は明らかに行きすぎで」、とんでもない評価である (原 昇し、対米輸入はいちじるしく増加している。「米側のネガティ 国製品・サービスの調達シェアが七・五%から一五・五%へ」上 倍増を示し...... コンピュー タは政府調達措置導入後一年間で、 ら九二年までに三・七倍に増え.....米国からの製材輸入は四・一 日本による「医療機器の対米輸入はMOSS合意以前の八五年か 三年一二月号、三四頁) と評価、 合意文書に書かれたことさえ実行していないばあいもあります」 十七の協定すべてに目を通し」た。「多くのケースで、日本側の (特定市場における参入問題) もマクロレベル(二国間貿易赤字の ン大統領が九三年四月の日米首脳会議で日米SII協議の継続を 投資協定によってもびくともしなかった」、「そこでアメリカ 長くから続いている、 判定していた。じっさいには、 みえる貿易 七〇

Advisory Committee for Trade Policy and Negotiations, 大統領任命と通商交渉を政府に勧告する「通商政策・交渉諮問委員会」,すでにブッシュ政権下の八九年二月に、ACTPN(通商政策

旨はかんたんには次のとおりである。日米通商に関する新しい方式の採用を勧告していた。同報告の主STR代表に、「日米通商問題の分析」と題する報告書を提出し、成される。「七四年通商法」にもとづき設置)は、当時のヒルズUの、全米トップ企業・労組・消費者団体等を代表する四三名で構

の証左である。 日米貿易不均衡の原因は、日米のマクロ経済政策の相違(米国日米貿易不均衡の原因は、日米の財政引締め = 過剰貯蓄なの財務赤字拡大 = 過少貯蓄、日本の財政引締め = 過剰貯蓄なの財務赤字拡大 = 過少貯蓄、日本の財政引締め = 過剰貯蓄なの証左である。

る。り、数値目標の設定は日本の市場開放の尺度として正当であり、数値目標の設定は日本の市場シェアを反映したものであ日本市場における外国製品の市場シェアを反映したものであ同輸入水準は、貿易障壁がなかったばあいに実現するであろう

とる用意があることを認識すれば、日本は対米輸入拡大の努力る対日制裁措置をとるべきである。アメリカがទ糸制裁措置をであり、もし日本が協定事項の完全な実行を怠る時には断固た対日交渉にさいしては、スーパー 30条手続きが活用されるべき

筑波女子大学紀要 7

を真面目になってやるであろう。

とも適切な手段である」と主張する弁護士上りのM・カンターも 結果重視型アプローチの本格的採用に踏み切った。 もともとクリ バーグステン (民主党系の「国際経済研究所」所長) USTR代表に登用された。 クリントン政権のなかに発足当初か 領経済諮問委員会委員長)に任命し、かつ「管理貿易方式がもっ 易」論者として知られていたL・D・タイソンを主要閣僚 (大統 の導入を早くから支持していたといわれ、また強硬な「管理貿 ントン大統領自身が、ACTPNの意見を尊重して数値目標方式 て拒否した右のようなACTPN勧告の数値目標設定方式による のブッシュ政権が国際政治的配慮からと「管理貿易」になるとし 済的利益「第一主義」を掲げて登場したクリントン政権は、 ている (第二回「日米貿易に関する主要事実と政策提言」報告) initiative) は必要である」として、右と同様な主旨の勧告を行っ ケットアクセスとして暫定的数値目標 (temporary quantitative たとみられた(『クリントン政権の管理貿易』 日本貿易振興会、 ブラウン (商務長官) 政治的な東西冷戦体制の終焉を背景に、アメリカにとっての経 ACTPNは、新政権発足早々の九三年二月にも、再び「マー 結果重視の「管理貿易」と分野別数値目標の設定を主張する、 部参照)。 カンター の強力なラインが存在してい タイソン

いて……その裏に数字の合意はない」、分野別市場開放協議部門年七月の日米首脳共同声明でも、日本側が「経常黒字の削減につテーマ設定を要求し、さらに同「協議」の正式発足を決めた九三ちろんのこと、マ(4)口の経済政策部門でも具体的な数値指標のち括協議」次官級準備会合において、ミクロの分野別部門はもじっさいクリントン政権は、先にも若干ふれた九三年六月のじっさいクリントン政権は、先にも若干ふれた九三年六月の

文書)と注文をつけているのにたいして、アメリカ側は「通商法 開始されたばあいには、協議をやめる権利がある」(日本側付属 の発動に関しても、日本側が「米通商法30条.....の制裁手続きが マがはめこまれたのであった。 さらに交渉過程のさいの31条措置 付) という解釈が事実に近く、前述のように「包括協議」の核心 導入するという痛み分けの決着になっている」(同、七月一一日 では数値指標を設定しないかわりに、個別分野で『客観基準』を とりいちじるしくあいまいになっていたのであるが、「マクロ面 明における数値目標設定テーマの取扱いは、「玉虫色」の表現を 旨を強調しているのである (『日本経済新聞』 も結果重視の対応を受け入れた」(アルトマン財務副長官)と、 原則を貫ぬけた」(政府筋)と主張し解説しているのとは裏はら かったのである。 し、「客観基準」は一定量の日本の輸入「達成を求める物差し 30条の発動については制約されない」(アメリカ側付属文書)と 部門としての「分野別・構造問題」部門で、数値目標設定のテー 一一日、一○日夕刊付)。たしかに七月一○日の日米首脳共同声 席代表)とか「日本は経常黒字の大幅削減を公約し、 けるための合意が結ばれるだろう」(パシェフスキーUSTR次 議官)あるいは「管理貿易につながる数値目標を阻止するという における「客観基準は、目標のようなものではない」(岡松通産審 包括協議」の目玉のテーマとして数値目標設定が盛り込まれた アメリカ側は、「今後、個別分野でそれぞれの目標数値を設 「七月一○日夕刊付、七月十三日付)構えをくずしていな その実現のために「制裁の引き金」として羽条を行使する 九三年七月十三日 個別分野で

務副長官は、 日本の、GDPにたいする経常収支黒字比率を、三、4)「包括協議」次官級準備会合で、アメリカ代表のアルトマン財

るドラマ』、日本経済新聞社、一九九六年、七六 七八頁)。 にいかない」のであり、アルトマンの要求はとうてい「実行不可ではなく、「市場経済の下でどの政府も特定品目の輸入量を決めるわではなく、「市場経済の下でどの政府も特定品目の輸入量を決めるわけにいかない」のであり、アルトマンの要求はとうてい「実行不可にはなく、「市場経済の下でどの政府も特定品目の輸入量を決めるわけにいかない」のであり、アルトマンの要求はとうてい「実行不可にはなく、「市場経済の下でどの政府も特定品目の輸入量を決めるわけにいかない」のであり、アルトマンの要求はとうてい「実行不準が、工業製品輸入の対GDP比率を、同じく三、四年以内に現行水準か四年以内に現行の三・五%から二%以下に引下げること。 日本の、四年以内に現行の三・五%から二%以下に引下げること。 日本の、四年以内に現行の対

本経済新聞』九三年七月一〇日夕刊付を参照。(5) 七月一〇日の日米「包括協議」合意内容の全文と解説は、『日

原則、 からの約束取付けに失敗、 掲、七二 七四頁参照)。じっさいの交渉の結果は、 301条やその他の一方的制裁措置発動の拘束、 として交渉の対象とはなしえない、との立場を堅持し」(原口幸市) ためのものであり、 のみで、「 米側は包括協議の目的は、 あくまで日本側の行動を求める メリカの主張を正当化する口実に使われた。 国間交渉はユニテラリズム (一方主義) によるものではないというマ に関心を集中していたのであるから問題はなかった。むしろ日米二 ルが尊重されるなら、もともと初めから30条 二国間交渉方式は成 問題も同時にとりあげる) (原口幸一、前掲、六八頁、 を建てて対米交渉した。 数値目標設定の排除、 アメリカによる (6)「包括協議」の枠組み構成に当って、日本側は次のような方針 政府の手が届く範囲内の事柄に交渉を限定、 日米双方通行の対話 (日本側だけではなく ・米側措置について話し合いには応ずるが、 は、アメリカが国際競争力をもつ得意産業部門 は実質的に無視され は実現したが、形式 GATTルールの尊 GATTルー アメリカ側の 最恵国待遇の 畠山襄、 はアメリカ

> 明にたいしてなぜ日本政府が厳重抗議しなかったのか分らない。「包 (『日本経済新聞』 九三年七月十三日付) とするアメリカ政府の公式説 三頁)のか。日本側の言うとおりであるなら、アメリカが数値指標 基準」は「達成を求める物差しであり、制裁の引き金になりうる. を求める行動をとれるはずがないし、日米共同声明のさいの「客観 メリカが「『目標』を求める……行動をとることになっ」た(同、ハ 実、「落し」た、日本がアメリカによる数値目標設定要求を拘束し押 囘 ないであろう。 う原則を貫けた」(同、七月一一日付) という日本政府筋の説明は、 し返したのであるのならば、なぜ「実際の交渉の場」に入るや否やア 込まれなかった(畠山襄、同、八一頁)と言っている。だが、もし直 **狤協議」の枠組み合意において、日本側は「数値目標を阻止するとい** 目標はマクロ、ミクロともかろうじて落ちた」、数値目標設定は盛り 方的な願望あるいは自己欺瞞ないし責任のがれといわれても仕方 日本側の渉に当った畠山通産審議官は、「共同声明の中で……数値 六八 六九頁)、 日本側の注文を聞きおくだけの態度をとった。

の輸出自主規制 (Voluntary Export Restraint, VER) は、アメリカを負うのには変りない。輸入制限のばあい、輸入規制手段としてにおける一定量の輸入数量ないし一定の市場シェアを予め決定しにおける一定量の輸入数量ないし一定の市場シェアを予め決定しにおける一定量の輸入数量ないし一定の市場シェアを予め決定しいま一度数値目標方式についてみると、それは貿易相手国市場いま一度数値目標方式についてみると、それは貿易相手国市場

うな世界一巨大な政治力と経済力をもち うな「見えない」輸入制限制度や商慣行による貿易障壁が存在し ばれている) は、 げることができるのと全く同様であり、輸入数値目標設定方式 策手段にほかならない。クリントン政権は、 ような一方的な脅迫手段を備えている国のみが実行しうる通商政 は自分の言い分を通すための「人質」要因になりうる の強制力が当然ながら伴わざるをえない。 とは考えられないのであり、 伴う実質的な「強制輸入」の約束ごとに、進んで応ずる国がある 的な犠牲負担を負うだけである。 みであり、何ら積極的な経済利益が得られるわけではなく、一方 られるのは、従来通りに「開かれた貿易制度を維持する」保証の れた輸入国が、自国市場の割譲の見返りとして相手国側から与え り正当性も合理的な根拠もあるわけではない。数値目標を受け入 標方式の導入は妥当であるというアメリカ側の主張には、 ている国にたいしては、市場開放度を測定する尺度として数値目 い」(畠山襄、 易』という表現では甘すぎる」、まさしく「強制輸入にほかならな ような輸入の「『自主』拡大ではまったくない。それは『管理貿 この輸入数値目標=VIEの内実は、 せて、その結果輸出国が輸出拡大目的を実現できる方法である。 るのではなくて、 うな輸出国側が輸出数量を制限して、輸入国が輸入制限の実をあ のような輸入国側が輸入規制するのではなくて、反対に日本のよ 「通常、輸入自主拡大 < Voluntary Import Expansion, VIE > と呼 うカ市場の大きさと対米市場依存の大きさは、アメリカにとって 前掲、七〇頁)と言っても過言ではない。 逆に日本のような輸入国側が輸入数量を増加さ アメリカのような輸出国側が輸出拡大努力をす 数値目標を呑ませるためには何らか そうした一方的な責任と負担を J・N・バグワティの言う 非米諸国にとってアメ それは、アメリカのよ 30条を有力な「ミサ 日本のよ もとよ 301

> とが暴露されているのである。 くアメリカの市場開放要求の行き着く先が数値目標であったので ドではそうしたたんなる市場開放をこえて輸入数値目標の設定に 調達の内外差別の是正および日本の国内企業システムや流通制度 第一、第二ラウンドにおける日本の基準・認承制度の改正、 日米「包括協議」は第三ラウンドの日米二国間通商交渉であった。 日米SII協議が第一、第二ラウンドならば、クリントン政権の な抵抗をすることなく、日本側はずるずると譲歩を重ねたので ある。またそこでは、アメリカによる二国間通商交渉の真の目的 よる日本市場の割譲が強制されたのであり、30条の活用にもとづ 等経済制度の変革などによる市場開放にとどまらず、 あった。後期レーガン政権の日米MOSS協議とブッシュ政権の であるとする「戦略的貿易論」で理論武装し、力づくで、 衛しかつ発展させるためには通商政策手段による政府保護が必要 二国間交渉(数値目標設定交渉に日本政府を引きずり込み、 アメリカ自身のための輸出拡大の実現にほかならなかったこ たんなる貿易の自由化や「公正貿易」体制の構築などではな 的な武器にし、 同国の「虎の子」の高度ハイテク産業を防 第三ラウン 301 条

部第二章、畠山襄、前掲、第二章など参照。 お第二章、畠山襄、前掲、第二章など参照。 できない、市別の買易政策についての見解」。 数値目標方式の不合理性について目標方式の不当性を指摘している(九四年一月一九日「数値目標設定目標方式の不当性を指摘している(九四年一月一九日「数値目標設定目標方式の不当性を指摘している(九四年一月一九日「数値目標設定目で達成でき」ない。(3)「数値目標を政府の手場の開放度と市場シェアは一致しない。(2)「数値目標を政府の手場の開放度と市場シェアは一致しない。

なお、クリントン政権の主要なブレイントラストの一人と目されなお、クリントン政権の主要なブレイントラストの一人と目されるが、グイヤモンド社、一九九三年、一九〇頁)。

るのか』(NTT出版、二〇〇〇年)、第九章、が分りやすい。易論」については、L.D.Tyson,ibid,伊藤元重『通商摩擦はなぜ起き(8) 九〇年代にアメリカの学界のなかに登場してきた「戦略的貿

用の予告、九五年五月に輸入日本車の到条制裁候補リストの発表 つかせ(九四年三月に大統領行政命令でスーパー31条の復活、九 面的決裂に導いた。だが、 とはできない」とアメリカの主張を退けて「包括協議」 当である。先の第一次・第二次「日米半導体協定」の苦い経験に シェフスキー次席代表、同) とつっぱね、 するのはかなり難しいし、あまりいい印象を受けません」(パ 裕がないという日本側の苦情にも、「不況については……お互い えいでい」る、こうした状況下ではアメリカの要求を受入れる余 力は輸入数値指標の設定を対日要求した。「日本は現在不況にあ USTR次席代表、『フォーサイト』、前掲、三三頁) て、 他の先進国並みのものにすることを目指し」(C・パシェフスキー おける外国製品・サービスのシェアを、「すべての分野において ○% (二%)、保険一○~三三% (二%) などであり、日本市場に % (二一%)、自動車二二~七八% (三%)、自動車部品一六~六 気通信が二五% (日本では五%、 本には「戦前の国際連盟脱退を思い出させる」というような悲愴 年二月の日米交渉決裂という史上未曽有な事態にたいしても、 とも恐れる円高為替攻勢などもからめて強い圧力をかけた。 など)、「数値目標要求をのまなければ為替調整だ」と日本がもっ 四年七月に電気通信・医療機器の政府調達にたいするヨイ条制裁適 抗し、九四年二月の日米首脳会談では、細川首相は「できないこ 鑑みても、「絶対に認められない」として数値目標設定要求に抵 無茶で理不尽であり、しかも政府介入の「管理貿易」になって不 関係に一定量のアメリカや外国製品の優先的購入を約束するのは た。日本側は、輸入外国製品の品質や価格を考慮せずにそれと無 様です」、「日本の現在の不況を、市場アクセスを制限する口実に アメリカ側は、 以下同)、医療機器四〇~七五 30条制裁の行使をちら 取り付く島もなかっ 交渉の全 アメリ

のコートにある」「東京が新しい提案をしさえすれば協議はすぐ 様に、アメリカの30条等の圧力に押し切られて、輸入数値目標な 涼しいものであった。結局は、MOSSやSII協議の場合と同 する気はない、日本はすぐに折れてくると読んでタカをくくって に再開される」(R. C. Altman, op. cit, p.6)、つまりアメリカは何も な雰囲気があったようであるが、アメリカ側は「ボールは日本側 いしそれに近いものの日本側の受入れで決着する結果になった。 の違反を理由にして対日31条制裁 (日本製パソコン・電動具・カラー な事項からなる。 TVに対する一○○%の関税率賦課の「たすきがけ」制裁)を発動し とみなされ、それを根拠にして、八七年四月にアメリカは る」の文言があり、これが事実上の日本による数値目標の設定合意 業のシェアを二〇%にする目標.....の達成を援助するために努力す 価格の規制。 (9)「第一次日米半導体協定」(八六年九月発効) は、つぎのよう 日本市場における外国製半導体 (大部分がアメリカ製)のシェア拡 に関する付属秘密文書の中に「日本政府は五年以内に外国企 同じく日本製半導体の対第三国向け輸出価格の規制 アメリカ商務省による日本製半導体の対米輸出

る』とも『実現するように日本業界を指導する』とも約束していなはその旨の米国業界の期待を認識しただけ」で「『その期待を実現すが日本市場で二〇%を超えるシェアを有するようになることを、こが日本市場で二〇%を超えるシェアを有するようになることを、この期待の実現を歓迎する」という事実上の市場シェア二〇%超の輸の期待が実現を歓迎する」という事実上の市場シェアニ〇%超の輸の期待の実現を歓迎する」という事実上の市場シェアニ〇%超の輸の期待の実現を歓迎する」とも『年本政府は、外国製半導体の市場シェアが九二年末までに二〇%を「日本政府は、外国製半導体の市場シェアが九二年末までに二〇%を「第二次日米半導体協定」(九一年八月発効、有効期限五年)では「第二次日米半導体協定」(九一年八月発効、有効期限五年)では

D. Tyson, op.cit. 前掲訳、一八四頁)と明言している。の「新協定では二〇%の市場アクセス目標が明確に記され、両国政の「新協定では二〇%の市場アクセス目標が明確に記され、両国政い」(畠山襄、前掲、六七項)と言い訳しているが、アメリカ側はこい」(畠山襄、前掲、六七項)と言い訳しているが、アメリカ側はこ

前掲、第六章、L. D. Tyson, op. at, 前掲訳、第四章などを参照。市場に台頭した。「日米半導体協定」についてくわしくは伊藤元重、と産・設備投資規制や円高高進の影響も加わって、日本の半導体産業は急激な衰退を余儀なくされた。日本の半導体産業に対する政治手生産・設備投資規制や円高高進の影響も加わって、日本の半導体産業は急を吹き返りのな封じ込めをかてにして、アメリカの半導体産業に対する政治手は急激な衰退を余儀なくされた。日本の半導体産業に対する政治手は急激な衰退を余儀なくされた。日本の半導体産業に対する政治手は急激な衰退を余儀なくされた。日本の半導体産業に対する政治事に台頭した。「日米半導体協定」によって、日本の半導輸入数値目標を設定した「日米半導体協定」によって、日本の半導輸入数値目標を設定した「日米半導体協定」によって、日本の半導

切な措置」をとる。要するに、実績数値の事後点検による日本の置をとる」、ないしアメリカ側に問題があればアメリカ側が「適共同会合を開催し、実績が不十分な場合には日本側が「適切な措準』によって、計測する」。 その他五つの『定量的・定性的基サービスの相対的国際競争力』その他五つの『定量的・定性的基サービスの相対的国際競争力』その他五つの『定量的・定性的基けービスの輸入額が、「意味のある相当程度の増加に向けた進展が日本の輸入額が、「意味のある相当程度の増加に向けた進展が日米「包括協議」結果の主な合意内容をみると、まず(1)「政日米「包括協議」結果の主な合意内容をみると、まず(1)「政

達について実施)。 慮される) の採用も決定された (九五年四月から一定額以上の調慮される) の採用も決定された (九五年四月から一定額以上の調さいの「総合評価方式」(価格だけではなく性能、耐久性要因も考輸入数量増加強制方法が採用されたわけである。合わせて入札の

日本は北米製完成車の輸入を増加する (九八年までに

からへ増加)。

日本企業による北米現地生産の完成車生産台数を引上げる八年までに 金額増加)。日本企業は日本で使用する外国製部品の購入を増加する(九

に 金額までに増加)。日本の現地企業は北米製部品の購入を増加する (九八年まで

(九八年までに

から

増加

へ増加、 を監視するための組織」を新設して、 体的な数字を明示し、事実上数値目標が設定されたものとして取 に増加するというように、合意文書のなかの 内における外国車取扱いディーラー数を二〇〇〇年までに一千店 を五六%に引上げて、六七億五千万ドルの純増加、その他日本国 年までに二六五万台へ増産、 メリカ政府は、同時発表の付属資料のなかで、 る数字であって、「日本政府は関与しない」と注釈した。 目標は、日本の自動車企業が自主的に設定し、 橋本通産大臣は、右の共同発表のなかの と補足説明しているのである。 しかもUSTRや商務省等で構成される「合意の進行状況 は九八年までに六○億ドル、 は九八年までに北米製部品調達率 合意事項の実施状況を監視 同自動車協定は、 は二一〇万台から九八 USTRが見積も は年間三〇万台 に該当する数量 に該当する且 政府が直 だがア

間接的に数値目標を承認したものということができる。を政府が輸入奨励や行政指導等で支援するのであり、日本政府がさせ(「米国製部品購入計画」及び「海外事業計画」)、それの実行接保障するのではなく、日本の民間自動車企業に数値目標を設定

する。 (3)「板ガラス」(九四年一二月一二日合意)。 日本政府は、(3)「板ガラス」(九四年一三月一二日合意)。 日本政府は、(3)「板ガラス」(九四年一二月一二日合意)。 日本政府は、(3)「板ガラス」(九四年一二月一二日合意)。 日本政府は、

その他の事項の合意内容は第40表を参照されたい。

(10)「包括協議」で電気通信・医療機器の政府調達及び自動車・同い、 F.J. Lincoln, op. cit, Append. B, 『通商白書各論・北アメリカ』平成六~八年度、など参照。

年七月の日米首脳共同声明)から「定量的・定性的基準」(quali標」(numerical targets) は、「客観基準」(objective criteria) 九三「包括協議」交渉過程で、アメリカが最初に求めていた「数値目

第49表 日米「包括協議」の主な合意内容

分野別・構造的問題	妥結年月日	主な合意内容	合意後の状況
政府調達	94年10月1日	客観的基準 (定性的基準・定量的基準5個ずつで総合 的に検討する。なお、同基準は数値目標 ではない) 日米間の協議メカニズム設置 (協議の結果、問題が認められる場合に は必要に応じ適切な措置をとる) 調達手続きの改善 (94年3月末日本政府発表「対外経済改 革要綱」で公表した措置。更なる手続き 改善部分につき「運用指針」を作成)	94年10月、日本政府は調達・ 運用指針を策定。同指針は GATT 基準よりも競争促進的 である。
自動車・自動車部品	95年6月28日	「自動車・同部品の包括協議合意」(日米 両政府の実施する措置) a.外国車の対日市場アクセス促進 b.自動車部品購入機会拡大 c.補修部品市場を中心とした規制緩和, 等 「自動車・同部品に係る日米共同発表」 同産業をとりまく国際的問題に対する4 原則(世界化、現地化、産業協力及び取引 の透明化)を明らかにし、日米業界の発表 を評価 「ディーラーシップに係る日米共同発 表」 公正取引委員会の機能強化、組織・定員 の拡充 *なお、米国側が一方的に試算した日米自 動車メーカーの部品購入額等について は、日本政府が関与していないことを明 記している。	日本における米国車新規登録台と、95年度に42,300台と、95年度に42,300台と、96年4月、米ートの発展では200分に。96年4月、ポートので発売が増加した。96年4月、ポートのでは、米のでは、米のでは、米のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大
保険	94年10月1日	保険の商品・料率認可の自由化・弾力化 等の規制緩和措置、 透明性の向上、 等。 ただし、第三分野の規制緩和については 他の分野の規制緩和の進展度合に応じて 進める。	94年、在日米国生損保各社の合計収入保険料は9500億円に上がった。
金融サービス	95年1月10日	日本側措置 a.年金資産運用(投資顧問会社のアクセス拡大等) b.投資信託(投資信託委託業務と投資一任業務の併営の許可等) c.証券(証取法上の有価証券に該当する新商品の確認等) d.越境資本取引(ユーロ円債等の発行にかかる包括許可制度の導入)等 米国側措置 a.銀行業務(州による手続き相違の縮小等) b.証券業務(米国証券外務員試験の簡素化等)等	96年9月、資産担保証券解禁

小松 聰:アメリカの高圧的対外経済政策の展開

分野別・構造的問題	妥結年月日	主な合意内容	合意後の状況
規制緩和・競争政策	合意文書なし	現在の検討状況: 日本の規制緩和推進計画の進展を、ワーキング・グループにおいて継続的に検討。年次報告書を作成・発表	規制緩和については95年3月 に日本政府が規制緩和推進計 画を策定、96年3月に第1回 の見直しを行っている。 競争政策については、 公正取引委員会の人員を98 年度までに少なくとも200 人増員する。 公正取引委員会の機構を事 務総局体制にした。 再販制度を98年末までに廃 止する方向で、独禁法の適 用除外を見直す。
輸出振興・競争力	94年10月1日	米国の国際競争力強化措置(質の高い技術者育成のための教育・訓練,生産・品質管理の奨励等) 米国の輸出振興措置(国内外の組織と人員の強化等) 米国の対日輸出振興に関する日本との協力措置(日米貿易促進協力プログラムの下での協力的行動の実施等)	
板ガラス	94年12月12日	日本側措置 a.輸入促進措置(開銀の低利融資等) b.遮熱・安全ガラスの普及・促進 c.民間建築に関する措置、等 米国側措置 a.米国メーカーの日本のビジネス環境 への理解促進 b.米国メーカーの販売努力、等	日本側の民間が一方的に実施可能なものについては既に実施済み 安全ガラスの普及・促進については,日米で同一歩調をとって進めていく。
知的財産権	94年 1 月20日	日本側措置 a.特許庁は、出願から2ヵ月以内に翻訳文が提出されることを条件に、英語による出願を受付ける。 b.特許付与前においては、最初の実態審査の通知に対する応答期間まで翻訳の誤りの訂正を認める等米国措置 a.米国特許商標庁は、特許期間を「付与から17年」から「最初の出願から20年」に改正する法案を提出する。 b.上記法案は制定日から6ヵ月後に施行し、その後米国内での総ての出願に適用、等	

分野別・構造的問題	妥結年月日	主な合意内容	合意後の状況
投資・企業間関係	95年7月20日	政府系機関の活用(対日投資会議,OTO、JETRO等の機能の確認) 投資促進措置(日本開発銀行プログラムの活用等) 外国直接投資促進のための税制インセンティブの利用 規制緩和および内国民待遇措置の確認(日米両国政府による) M&Aへの外国資本参加のための措置(日米両国政府による) 土地政策の実施(日本政府による輸入促進地域の認定等) 労働市場問題への対応(雇用・訓練措置の外資系企業への無差別等) 内外の企業間関係の円滑化(日米両国政府によるビジネス・インキュベーター及び共同施設開発への支援、日米産業界間の対話を歓迎等) 政策および措置の実施の評価(外資系企業のプレゼンス調査等) 共通の多数国間投資目標(MAIへの積極的関与)等	96年4月、日本政府の対日投資会議は、「対日投資促進策の実施について」との発表を行い、投資環境整備や流通の透明化等の対策を実施する旨を明確に打ち出した。

コモンアジェンダ (地球的展望に立った協力のための共通課題)			
地球規模の課題 先進技術に関する 二国間協力 人的資源の開発	93年7月発生 (め、以下20の部会による取り組みを行って いる。 (環境7部会)	界、経済界の有職者で構成する「コモンアジェンダ円卓会議」を発足させ、民間が政府の取り組みを支援、また行動計画につき提案するための枠

(出所) 経団連『日米経済ハンドブック』, ジャパン・タイムズ, 1996年, 23-25頁。事項の配列順序を変更した。

七三頁)と自信満々で声明しているのである。 七三頁)と自信満々で声明しているのである。

編、前掲、第 部など参照) に力内の形下の裁定でアメリカ側が敗訴。以上、雄津京輔行が成果の引き出しに成功している(ただし「フィルム・印画紙」(九六年六月にWTO協議へ移管)、「港湾荷役」(九七年四月紙」(九六年六月にWTO協議へ移管)、「港湾荷役」(九七年四月紙)(九八年一月のWTO協議へ移管)、「港湾荷役」(九七年四月紙)(九八年一月のWTO裁定でアメリカ側が敗訴。以上、雄津京輔は九八年一月のWTO裁定でアメリカ側が敗訴。以上、雄津京輔は九八年一月のWTO裁定でアメリカ側が敗訴。以上、雄津京輔は九八年一月のWTO裁定でアメリカ側が敗訴。以上、雄津京輔は九八年一月のWTO裁定でアメリカ側が敗訴。以上、雄津京輔には、九四年一月の第一次の日本には、100円では、100円である。

ろう......前期クリントン政権の協定はアメリカの対日輸出増加にていなかったならば、アメリカの輸出は抑制されたままであったもったにしても、もし規制や規格など日本の貿易障壁が除去されてアメリカの対日総輸出は約四○%拡大し、そのうえ工業製品輸平成不況状況下にあったのにもかかわらず、九○ 九六年間に平成不況状況下にあったのにもかかわらず、九○ 九六年間に以上のようなឤ条 二国間交渉 数値目標設定方式の強行の結以上のようなឤ条 二国間交渉 数値目標設定方式の強行の結

貢献した」(E.J. Lincoln, op.cit, p.138) と評価されている。

NAFTA·WTO

極的に推進した。界的規模の市場開放(ウルグアイラウンド、URと略)交渉も積界的規模の市場開放(ウルグアイラウンド、URと略)交渉も積て、クリントン政権は北米地域での市場開放(NAFTA)と世以上のような日本を中心とする二国間通商交渉と同時平行し

由化を二本柱とする地域的経済統合組織であった。 前にも若干ふれたようにカナダ・メキシコ・アメリカの三国か 前にも若干ふれたようにカナダ・メキシコ・アメリカの三国か 前にも若干ふれたようにカナダ・メキシコが貿易障壁を撤廃する。 の大好・メキシコ間も同じ措置をとる。工業製品と農産物はる。 の大好・メキシコ間も同じ措置をとる。工業製品と農産物はる。 の大好・メキシコ間も同じ措置をとる。工業製品と農産物はる。 の大好・メキシコ間も同じ措置をとる。工業製品と農産物はる。 の大好・メキシコ間も同じ措置をとる。工業製品と農産物は の大好・メキシコ間を同じ措置をとる。工業製品と農産物は の大野で、アメリカの輸出に限って撤廃・軽減する。 の大野である。 の大野である。 の域内自 の大野である。 の域内自 の大野である。 の域内自 の大野である。 のは、カナダ・メキシコが貿易障壁(関 のは、カナダ・メキシコが貿易障壁(関 のは、カナダ・メキシコが貿易障壁(関 のは、カナダ・メキシコが貿易障壁(関

(11) NAFTA協定についてくわしくはジェトロ編『NAFTA(1) NAFTA協定についてくわしくはジェトロ編『NAFTA(1996,などを参照。 tanding NAFTA, 1996,などを参照。

完協定」及び「環境保護問題に関する補完協定」は、メキシコの定)も、付則として取り結ばれていた。同「労働問題に関する補月一四日に三国間で締結、議会の立法化措置を伴わない行政協さらにNAFTA協定には、「NAFTA補完協定」(九三年九

に。 の対メキシコ上場移転やメキシコからの低価格品の輸入拡大及びの対メキシコ工場移転やメキシコからの低価格品の輸入拡大及びの対メキシコ工場移転やメキシコからの低価格品の輸入拡大及びの対メキシコ工場移転やメキシコからの低価格品の輸入拡大及びの対メキシコ工場移転やメキシコからの低価格品の輸入拡大及びの対メキシコ工場移転やメキシコからの低価格品の輸入拡大及びの対メキシコ工場移転やメキシコからの低価格品の輸入拡大及び低賃金水準とゆるい環境基準政策をチェックして、アメリカからに。

外産品とを区別して、前者に対してのみNAFTA譲許を適用 外差別。 花・綿糸を使用した繊維製品でなければ域内産品として認められ 取扱い、域内産品を保護する制度である。たとえば、 する障壁をカサ上げするのに等しく、 これは逆にいえば域内間の関税削減等の譲許分だけ域外諸国に対 合とは区別され、NAFTAは「自由貿易地域」といわれる ぞれの既存の対外的貿易障壁は従来どおりの水準のままに据えお を備えていた点が重要である。 開放体制の形成にとどまらなかった。 だがNAFTAは、 相互間の域内的障壁のみを撤廃・除去する仕組みであった 後者には従来どおりの障壁措置を課し、域外産品を差別して カラーT>は北米産ブラウン管による組立が必要とされ、 同「規制」は原材料・部品・製品について域内産品と域 対外共通通商障壁を設定しているEUのような市場統 「 原産地規則」(ローカルコンテンツ) 強化による域 単なる北米地域における貿易・ NAFTAは、加盟三カ国それ 次のような域外差別の側面 対非加盟国差別壁の形成を 投資の市場

> くなる」(白石孝編『グローバリズムとリージョナリズム、 関税の壁ができ、米国に入るときにも関税を払わなければならな 則によって北米原産として認められない場合には.....米墨間にも キラドーラ」が撤廃されると、それ以前には無関税で輸入されて ドーラ」(Maquiladola, メキシコとアメリカの国境ぎわの輸出保税 用を除外する措置。 動車も製造コストの五○%以上が米・加・墨におけるものでなけ 七年間の移行期間の後、二〇〇一年一月の廃止が決定した。 かかわらず、アメリカは「マキラドーラ」の撤廃を強硬に主張し の北米市場からの排除を狙って、 産地規則を組み合わせて」(同、六六頁)、域外企業特に日本企業 房、一九九五年、六五項)。 こうして「マキラドーラの撤廃と原 になる」、さらに加えて「もし組み立てた完成品が……原産地規 いた原材料・「部品等がメキシコに入るときには関税を払うこと 輸入に対し保税待遇 加工区。メキシコ以外の国からの部品・原材料・機械・設備等の ればならないとされた(自動車・同部品、 その他に同「規制」を適用)。 加盟三カ国がセーフガードを発動する場合、 関税免除 措置が与えられる)の廃止。「マ NAFTA発足に伴うメキシコの「マキラ メキシコが存続を望んだのにも 「選択的セーフガー 電機、 域内国には適 ۲

三年一一月)、NAFTA発足(九四年一月)を実現させた理由でまでして、強引に「NAFTA実施法案」を議会で成立させ(九民生党議員の多数派を切り捨て、「大統領・共和党連合」を組んで同政権の支持基盤である労組(AFL CIO)を裏切り、与党の確保手段であった。輸出拡大をアメリカの経済再生の生命線とダ・メキシコの囲込みであり、域外差別の加・墨特恵的開放市場要するに、アメリカにとってNAFTA形成は、近隣国のカナ要するに、アメリカにとってNAFTA形成は、近隣国のカナ

න ද

(12) 中本悟氏は、NAFTAは「アメリカ多国籍企業の.....北米は一下、AFTA補完協定」の経済的含意と意義を、軽視ないし無視した「NAFTA補完協定」の経済的含意と意義を、軽視ないし無視した「NAFTA補完協定」の経済的含意と意義を、軽視ないし無視した「NAFTA補完協定」の経済的含意と意義を、軽視ないし無視した「NAFTA補完協定」の経済的含意と意義を、軽視ないし無視した「NAFTA補完協定」の経済的含意と意義を、軽視ないし無視した「NAFTA補完協定」の経済的含意と意義を、軽視ないし無視した「NAFTA補完協定」の経済的含意と意義を、軽視ないし無視した「NAFTA補完協定」の経済的含意と意義を、軽視ないし無視した「NAFTA補完協定」の経済的含意と意義を、軽視ないし無視した「NAFTA補完協定」の経済的含意と意義を、軽視ないし無視した「NAFTA補完協定」の経済的含意と意義を、軽視ないし無視した「NAFTA補完協定」の経済的含意と意義を、軽視ないし無視した「NAFTA補完協定」の経済的含意と意義を、軽視ないし無視した「NAFTA補完協定」の経済的含意と意義を、軽視ないし無視した「NAFTA補完協定」の経済的含意と意義を、軽視ないし無視した。

ζ 構としてのWTO体制の発足を実現 (九五年一月) させた。 の常設 争解決小委員会、紛争当事国代表者を除く、 対しない限り採択される) 方式採用へ変更及びDSBパネル (紛 式を、「ネガティブ・コンセンサス」(参加国すべてが一致して反 方法として、GATTの「コンセンサス」(全員一致を要する)方 機関として設置されたこと。 的条約に基づいて正規に設立された国際機関ではない)のに対し 的機関として設置された(GATTは単なる協定の名称で、 のGATTと新設のWTOの違いは、 UR交渉 (八六 九三年)を主導して、世界的規模の市場開放機 さらにクリントン政権は、 WTOは国際協定に基づく正式な法人格をもつ国際貿易管理 反ダンピング税・相殺関税・セーフガード等の発動規 前政権の方針を引継ぎ、GATT・ 紛争処理機能の強化。案件の決定 GATTが暫定的・ 原則三名から構成 前身 臨時 国際

> してWTOのなかに新規に取込まれた点にあった。 の自由化規定と貿易関連投資措置(Trade Related Investment 引の自由化規定と貿易関連投資措置(Trade Related Investment 引の自由化規定と貿易関連投資措置(Trade Related Investment 小とが、両者の最大の相違は何といっても、 「語)の強化 (ダンピングマージン計算方法の規制、輸出自主規制等制の強化 (ダンピングマージン計算方法の規制、輸出自主規制等

ド』(日本関税協会、一九九五年)、本間忠良、前掲、など参照。本放送出版協会、一九九四年)、筑紫勝麿編著『ウルグアイ・ラウン経済新報社、一九九五年)、溝口道郎他『ウルグアイ・ラウンド』(日(3) 以上、高瀬保編著『増補ガットとウルグアイ・ラウンド』(東洋

物の輸入制限等「国境措置」の裏付けを必要としていた。農産物にビルトインされたのであった。そうした農業保護政策は、農産策は、体制維持のための不可欠な一環として資本主義体制のなかめの積極的な農業保護政策が必要となったことが主たる要因であめの積極的な農業保護政策が必要となったことが主たる要因であ策と並んで、過剰人口のプール先確保としての国内農業維持のた生した。そのために管理通貨制をテコとする「完全雇用」保障政生した。そのために管理通貨制をテコとする「完全雇用」保障政工九年世界恐慌以降、大量の構造的過剰人口が世界的規模で発

障壁等「国境措置」の容認原則は、 そうしたGATTの農産物に係わる国内政策の自由と非関税貿易 もって認められてない輸入制限措置)も慣行上容認されていた。 の他農産物の残存輸入制限措置 (GATT規約上、 容 (第17条)。 国家貿易機構(食管制度、 ような取扱いを定めた。 産物貿易については例外的に貿易自由化原則の枠外におき、 等農業政策が尻ぬけになるのは明らかだからである。 に認められ維持されてきていた。 の国際移動に障壁がなく、貿易自由であるならば、価格支持計| 各国の完全雇用の実現」そのための「国際貿易の拡大」促進を第 義的目的に掲げていた (協定前文)戦後設立のGATTは、 輸入数量制限措置の承認 (GATT第11条第2項 農産物の輸出補助金は禁止しない (第16条)。 専売公社等)による輸入制限措置の許 農産物の国内生産調整計画等が行われ 八〇年代前半頃まで、 明確な根拠を そこで、 基本的 次の そ

る効果も期待できたからであった。 る効果も期待できたからであった。 のために農産物輸出の拡大はアメリカの国内景気を支持・刺激す 薬・化学肥料・食品加工・金融・不動産など広範な関連部門をもっ 薬・化学肥料・食品加工・金融・不動産など広範な関連部門をもっ での根本的変更を強硬に主張した。アメリカ農業は、世界最大・ 定の根本的変更を強硬に主張した。アメリカ農業は、世界最大・ 定の根本的変更を強硬に主張した。アメリカ農業は、世界最大・ であった。しかも農機・農 と並ぶ、数少ない同国の大型輸出産業であった。しかも農機・農 と並ぶ、数少ない同国の大型輸出産業であった。しかも農機・農 と立ぶ、数少ない同国の大型輸出産業であった。しかも農機・農 と立ぶ、数少ない同国の大型輸出産業であった。しかも農機・農 と立ぶ、数少ない同国の大型輸出産業であった。しかも農機・農 と立ぶ、数少ない同国の大型輸出を選びた範に関係、外需拡 ところが前述のように、アメリカが八〇年代後半以降、外需拡

九八五年農業法」に対応した不況克服対策の意味も合わせもっていうに、八〇年代前半~中期におけるアメリカ農業不況に対する、「一収支の改善や国家財政負担の軽減、そして服部信司氏が強調するよ(4) さらに加えて、アメリカの農産物輸出の拡大は、同国の経常

計協会、一九九一年、参照)。た(服部信司「農業交渉の国際的位相」『日本農業年報三七』、農林統

ラウンド・農業交渉において、 こうしてアメリカ政府は、八七年二月から始まったウルグアイ

下げる)。

「一〇年内にその関税率もゼロまでに引き置を認めているGATT第11条の廃棄 (輸入制限等非関税障壁関税や非関税貿易障壁の「国境措置」の全廃と輸入数量制限措をもたない生産者所得保障と内外食糧援助計画のみは対象外)。をもたない生産者所得保障と内外食糧援助計画のみは対象外)。ない・政府補助金交付など)の全廃 (段階的に保護率を削減しすべてのGATT加盟国の国内農業支持政策 (価格支持・不足

輸出補助金制度の撤廃 (五年以内)

界恐慌以来の国内「国独資」的農業保護政策の全廃と農産物貿易 バー (GATTの自由化義務免除規定) により認められている輸 輸出援助および酪農品・砂糖・落花生・綿花等一八品目のウェー 無差別の原則をそのまま第一次産品貿易に適用しようというアメ 産業と第二次産業の性格の違いを全く無視して、「ガットの自由 護の全廃を唱えだすというのは、 なくなったと考える根拠は何もないにも関わらず、卒然として保 力が「歴史的背景を無視して……保護政策を資本主義は必要とし の完全自由化要求である。 入制限のすべてを取り止めるというのである。 要するにこれは世 自身も農産物の国内価格支持・所得保障政策や現物補償等各種の 護政策を廃止し、ECの輸出補助金なども撤廃するが、 カナダの小麦ボード制などを含むGATT加盟国すべての農業保 を提案した。ECの共通農業政策 (CAP) や日本の食管制度 同要求に対して、大内力氏は、 正気の沙汰」ではない。 アメリカ アメリ

七』九六・九五頁)。 内力「一次産品の貿易自由化をめぐる基本問題」『日本農業年報三がどこにあるのかは、実はよくわからない」と酷評している (大リカの主張」は、「たぶんに非理性的な.....要求」で、その「真意

六年間で平均三六%、最低一五%削減。日本と韓国のコメは、六年非関税貿易障壁措置は、すべて関税化し、すべての関税について村基盤整備費等は削減の対象にしない。 国内農業保護率は、六年間で二○%削減。ただし環境対策費と農国内農業保護率は、六年間で二○%削減。ただし環境対策費と農

%、六年間のうちに削減。輸出補助金付き輸出数量を二輸出補助金の財政支出額を三六%、輸出補助金付き輸出数量を二

一定比率の輸入義務付け)措置を適用する。

関税化を猶予し、その間「ミニマム・アクセス機会」(国内消費の

第 章、など参照。 くわしくは溝口道郎、前掲、第 章、筑紫勝磨編著、前掲、第 編実施六年目に、 ~ について実情を点検し、再協議する。

府は、 めに、 するところがあり、ECや日本は、二国間交渉ではなく国際的組識 貿易と同政策面で大幅な譲歩を強いられた。だがその代りに、 (1) ECととくに日本は、ウルグアイランド交渉において農産物 官)、UR農業協定案の受諾も、工業貿易の自由化体制を維持するた である」(細川首相)とか「将来にわたる国益を考えて」(武村官房長 であった。日本政府が、「日本にとって自由貿易体制が死活的に重要 措置の終了及びWTO体制へのアメリカのつなぎ止めによって裨益 p.213) という立場を明瞭に表明しているのであり、日本やECの思 い」。WTOがアメリカにとって不都合な決定を下すなら、「アメリ 縛られない、「WTOによってアメリカの主権が縮小されることはな と多国間交渉の場で、アメリカによる独善的行動の掣肘を狙ったの の強化や輸出自主規制 (灰色措置) の禁止と撤廃、既存セーフガード 貿易面において反ダンピング税・相殺関税・セーフガード適用ルー 惑どおりにアメリカの行動をチェックできるかどうかは分からない カはWTOから撤退することになろう」(Eco. Rep. of the Presi, 1995 一方的制裁措置を禁止しているWTOによって31条の運用が 本間氏は、アメリカによってタル条による「報復を発動されて やむをえないと表明した理由である。とはいえ、アメリカ政 WTOに提訴しても、WTOパネルは協定違反の有無しか審

条行使を実質上チェックできないことを指摘している。ある」(本間忠良、前掲、一五〇頁)として、WTOはアメリカの31理しない。その協定が脅迫によったものどうかには関心がないので

() 自民党実力者の金丸信は、「米国あっての日本であり、日本の「大田大田」と名言をはき、「コメの問題で日本がいさかあっての米国ではない」と名言をはき、「コメの問題で日本がいさかあっての米国ではない」と名言をはき、「コメの問題で日本がいさかあっての米国ではない」と名言をはき、「コメの問題で日本がいさかあっての日本であり、日本の「年五月二〇日付」。

情はほぼ同様であった。 - またサービス貿易についても、農産物の市場開放のケースと事

貿易取扱いの枠組は存在しなかった。 貿易取扱いの枠組は存在しなかった。 の基礎にあった。そこでGATTでは、サービス分野についての基礎にあった。そこでGATTでは、サービス分野についての基礎にあった。そこでGATTでは、サービス分野についての基礎にあった。そこでGATTでは、サービスや金融いし制度があるのが普通である。その措置が、サービスや金融が多い分野であり、どこ国でも手厚い国内中小企業保護措置な流通・運輸・金融・証券・保険等サービス部門は中小零細企業

年代後半以降の輸出拡大戦略の一環として、サービス輸出の増定は大幅な黒字を記録していた。そこでアメリカ政府は、八〇(溝口道郎、前掲、一〇一頁)、アメリカのサービス貿易収支勘を武器に国際的にも比較優位を有し圧倒的な競争力を誇」りも、サービス分野では「金融、通信など、その技術力、情報力工業製品の分野では国際競争力が低落しつつあるアメリカ企業

主唱した。 遇、最恵国待遇など)を、ウルグアイラウンド交渉で先導的に遇、最恵国待遇など)を、ウルグアイラウンド交渉で先導的にそのための国際的ルールの設定(市場参入の自由化、内国民待の場合と同様に、世界的規模でのサービス貿易取引の自由化と加とサービス収支勘定黒字の一層の拡大を目的にして、農産物

ていることが見落されてはならない。 でいることが見落されてはならない。 でいることが見落されてはならない。 でいることが見落されてはならない。 でいることが見落されてはならない。 でいることが見落されてはならない。 でいることが見落されてはならない。。 でいることが見落されてはならない。。

- サービス取引の自由化が行われることになった。 約束表」にリストアップし、その遵守を国際的に約束する方法でが、自由化を約束するサービス分野と同分野で維持する規制・制限をが、自由化を約束するサービス分野と同分野で維持する規制・制限をと同等待遇が与えられること(内国民待遇)の保障からなる。各国支店などを設立し営業できること(市場参入の自由)と他国内の企業(17) サービス貿易取引きの自由化は、他国の市場に自由に子会社・
- 拘束諸条件(現地調達・輸出入均衡の義務付け、輸入・輸出制限)を産権保護」や「貿易関連投資措置」(多国籍企業の現地活動に対する(8) その他、WTOにおける著作権・商標・意匠・特許等「知的財

P−九九四年五月号』などを参照。高瀬保編著、前掲、『ジュリストー九九五年七月一日号』、『ES定)についてくわしくは、溝口道郎他、前掲、筑紫勝磨編著、前掲、規制」(先進国の繊維輸入数量制限措置を一○年後までに撤廃する規規制する措置)および「基準・認承制」「検疫・衛生措置」「繊維貿易規制する措置)および「基準・認承制」「検疫・衛生措置」「繊維貿易

A P E C

るのである。 ブロック化の動きを警戒して叩き、アメリカ主導のIMFやWT (〒) 開放的な貿易・投資体制の確立」(APECが掲げている目的) に であるWTOにその性格が近い。アジア太平洋地域での「自由で 地域(一九九九年現在)からなるアジア太平洋地域における貿易 政府提唱の「アジア通貨基金」構想)などアメリカ抜きの地域的 のEAEC(東アジア経済協議体)構想や日本の円圏形成(日本 TAを結成した。その一方では、マレーシアのマハティール首相 ある。先にみたようにアメリカは、北米地域で域外差別のNAF よって、 性格をもつNAFTAよりも、 投資の市場開放体制構築のための組識であり、 米・加・オセアニア・東アジア・日本・ロシア等参加二一カ国 クリントン政権は同時にAPECも推進した。 さらにAPEC体制内へのアジア諸国等の封込めを狙ってい アメリカが輸出拡大を狙ったのもWTOの場合と同様で むしろ世界的規模の市場開放体制 排他的ブロックの APECは、

済・技術協力の促進があげられている。準・認証制度などの統一化、人材育成・技術開発・インフラ整備等経(9) その他、APECの目的として、域内における通関手続き・基

一九九四年一一月に、アメリカの肝入りで「先進国は二〇一〇

とAPEC地域の自由化を性急に進める態度を示している。 つ機構への組み替えを主張し、 パートナーシップ協力の原則」を修正して、交渉力と拘束力をも と譲歩を迫り、かつ「自主性の原則」と「互恵平等のイコール 治・外交的圧力をかけて農業・漁業・玩具分野の日本の市場開放 を図り、また有力参加国日本のEVSLに対する反対には、 は別に、「非公式首脳会議」を設置してAPEC計画の進捗促進 段階に進んでいる。クリントン政権は、APEC「閣僚会議」と 巡る対立を含みながらも、 その後九六年「マニラ行動計画」や九七年EVSL (一三分野の する」というAPEC目標宣言 (「ボゴール宣言」) が発表され、 年までに、途上国は二〇二〇年までに貿易・投資の自由化を達成 よるか「包括的拘束性」によるかの自由化の実施方式やその他を 早期自発的分野別自由化」措置)などが合意され、「自発性」に ゆっくりしたペースでAPECは実行 APECの主導力を掌握すること

章、青木健他『検証 APEC』(日本評論社、一九九五年)など参章、青木健他『地域統合の経済学』(勁草書房、一九九九年)、第六(2))APECについてくわしくは青木健他、前掲『日米』、第六

ļ

輸入制限政策

『輸出自主規制』をかけつづけ」、輸入制限を強化した(R. Gilpin,制したが、他方「日本からの輸入品に対し、数量割当てあるいは当』あるいは『輸入自主拡大』の要求を強め」、かつ市場開放を強い、自国市場についてはむしろ輸入規制を強化した。「クリントルなどによって諸外国に対し最大限の市場開放を強制する一方で以上みたようにクリントン政権は、30条手段やWTO国際ルー以上みたようにクリントン政権は、30条手段やWTO国際ルー

第50表 アメリカによる対日ダンピング制裁¹⁾(1993~1996年)

決定日	分 野	内 容
1993 . 3 . 2	冷蔵庫タイマー	ITC、被害ありの仮決定
3.9	感光樹脂	商務省、ダンピングありの最終決定(ダンピング率52 37%)
6 . 22	鉄鋼製品	商務省、ダンピングありの最終決定 (ダンピング率20 38~40 .19%)
10 . 12	カラー印画紙	ITC、被害ありの仮決定
3 . 30	ıı .	商務省、ダンピングありの仮決定 (ダンピング率、日本製が 360.95%、オランダ製が312.2%)
94 . 2 . 3	鉄鋼線材	商務省、ダンピングありの最終決定(ダンピング率47 71%)
4 . 19	電磁鋼板	商務省、ダンピングありの最終決定(ダンピング率31 08%)
5 . 18	n .	ITC、被害ありの最終決定
12 . 20	ステンレス棒鋼	商務省、ダンピングありの最終決定(ダンピング率61 47%)
95 . 1 . 31	n .	ITC、被害ありの最終決定
4 . 21	ポリビニールアルコール	ITC、被害ありの仮決定
10 . 3	n .	商務省、ダンピングありの仮決定(ダンピング率77 49%)
5.3	クラッド鋼板	商務省、ダンピングありの最終決定(ダンピング率118 53%)
6 . 18	n .	ITC、被害ありの最終決定
6.2	油井用鋼管	商務省、ダンピングありの最終決定(ダンピング率44 2%)
	II .	ITC、被害ありの最終決定
96 . 7 . 16	新聞印刷用輪転機	商務省、ダンピングありの最終決定 (ダンピング率62 69%)
8 . 21	"	ITC、被害ありの仮決定
8 . 13	アジ化ナトリウム	商務省、ダンピングありの仮決定(ダンピング率29 5%と65 8%)
12 . 5	科学プラント・大型コン プレッサー	商務省、ダンピングありの仮決定(ダンピング率34 37%)

¹⁾調査が開始されたが、認定されなかった事項は省略した。 (出所)雄律京輔編、前掲、87 - 93頁より。

フトリフ)前へ見引き置は、でブップラグ、目を引む、1号本主義』、東洋経済新報社、二〇〇一年、二四四頁)。

にも重点」が置かれた (石黒一憲他『提言通商摩擦』、NTT出 (VERの新設は不可、 ことになる」(雄津京輔編、 決定が出され、 TOの規制を実質的に無視して、「提訴されれば大抵が肯定的な とんどなく、ITCが否定的な決定を出すことも数少ない」。 であるが、「提訴されても商務省が否定的な決定を出すことはほ よる不当廉売価格の認定とITCによる被害認定の手続きが必要 反ダンピング制裁の発動は、 ものになってい」たこともその理由である (同・一一四頁) 恵国待遇の原則の中で、セーフガードの制度は非常に使いにくい 版、一九九三年、一一七頁) 化した。 アメリカでは、「 アンチ・ダンピング (AD) 措置は、 トン政権は主に反ダンピング制裁と相殺関税措置で輸入規制を強 主規制や市場秩序維持取極めはWTOで明示的に禁止されたから アメリカン法、さらに対米輸出自主規制 (VER) などがある 入制限措置の代表格とな」り、「(輸出補助金に対する) 相殺関税 前掲第43表参照)。このうち有力な輸入制限手段であった輸出自 セーフガード)および関税法33条(知的財産権保護条項)、バイ・ アメリカの輸入規制措置は、反ダンピング・相殺関税・201 相殺関税を課されてアメリカ市場から追放される 既存のVERは四年以内に撤廃)、クリン 前掲、八五頁) ケースが大部分であっ 関係業界の提訴にもとづく商務省に WTOや「ガットの多国主義、

グ措置はアメリカの国内産業保護政策として乱用されているのでであり、WTOの反ダンピングコードの網をくぐって反ダイピンピング法が日本の製品に対して適用されている」(同、八四頁)のこうして「クリントン政権になってからも、再三アンチ・ダン